住宅の応急修理にかかる工事例

１　典型的な応急修理の工事例

（１）壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更

を含む。）

（２）傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための

措置を伴うものに限る。）

（３）破損した柱梁等の構造部材の取替

（４）壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修

を含む。）

（５）壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修

理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）

（６）壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強

を含む。）

（７）壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）

（８）壊れた給排気設備の取替

（９）上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修

を含む）

（10）電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケッ

ト、ガス栓、ジャックを含む）

（11）壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機

能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限

の床、壁の補修を含む。）

２　応急修理の基本的考え方

（１）被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

　　　（例）○　壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）

　　　　　　○　壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）

　　　　　　○　割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）

　　　　　　×　壊れていない便器の取り替え

　　　　　　×　古くなった壁紙の貼り替え

　　　　　　×　古くなった屋根葺き材の取り替え

（２）内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等

や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

・　壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要

欠くことのできない部分の破損個所である場合にのみ対象とする。

・　壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に

限り対象とする。

　　　（例）×　壊れた石膏ボードのみの取り替え

　　　　　　×　畳や壁紙のみの補修

　　　　　　○　屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取り替え

（３）修理の方法は代替措置でも可とする。

　　　（例）○　柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

（４）家電製品は対象外である。